

改正

平成27年10月13日告示第201号

平成28年3月30日告示第36号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市外から転入をする若者世帯の定住を促進するため、市内に住宅を取得する者に対する若者世帯定住支援奨励金（以下「奨励金」という。）の交付について、富士市補助金等交付規則（昭和42年富士市規則第28号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本市の住民基本台帳に記録され、かつ、自ら所有する市内の住宅に引き続き10年以上居住することをいう。
- (2) 若者世帯 世帯員に、夫又は妻のいずれかが第5条第1項の住宅取得計画書の提出時において満40歳未満である夫婦（法律上の婚姻関係にある夫婦に限る。以下同じ。）がいる世帯をいう。
- (3) 住宅 玄関、居室、台所、便所及び浴室を備えている独立した住居をいう。

(交付の対象)

第3条 奨励金の交付の対象となる者は、若者世帯に属する前条第2号に規定する夫婦の一方であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 若者世帯の世帯員がいずれも転入者（本市に転入をした者で転入の日の前日まで1年以上継続して市外に居住していたものをいう。以下同じ。）であること。
- (2) 定住をすること。
- (3) 自ら居住することを目的として住宅を取得したこと。
- (4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち、準工業地域、工業地域及び工業専用地域以外の地域において住宅を取得したこと。
- (5) 住宅の所有権を共有している場合にあつては、夫婦の持分の合計が2分の1以上であり、かつ、当該住宅の取得価格のうち500万円以上を当該夫婦が負担していること。
- (6) 奨励金の交付申請時において、若者世帯の世帯員及び若者世帯と同居する親族（以下「若者世帯の世帯員等」という。）が本市に納付すべき市税を滞納していないこと。

2 奨励金の交付の対象となる住宅は、取得価格が500万円以上である新築住宅、建売住宅、中古住宅及び分譲マンションで、居住用部分の床面積が50平方メートルを超えるもの（以下「対象住宅」という。）とする。

3 前項の取得価格については、新築住宅にあつては当該住宅の工事費用の額、建売住宅、中古住宅及び分譲マンションにあつてはこれらの住宅の購入費用（中古住宅及び分譲マンションについては、その改修費用を含む。）の額とする。

（奨励金の額）

第4条 奨励金の額は、70万円とする。ただし、次の表の左欄に掲げる条件に該当する場合には、それぞれ同表の右欄に定める金額を加算するものとする。

条件	金額
市内業者（市内に主たる事務所を有する工務店、大工等の事業者をいう。）が新築した対象住宅を取得した場合	30万円
二世帯住宅（各世帯が自己の専用部分で生活するために、それぞれの専用の台所、便所及び浴室を備えている住宅をいう。）として対象住宅を取得した場合	20万円
奨励金の交付申請時において、若者世帯に属する第2条第2号に規定する夫婦に中学校就学前の子がいる場合	中学校就学前の子1人につき10万円とし、30万円を限度とする。
若者世帯の世帯員がいずれも首都圏（東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県）の区域をいう。以下同じ。）からの転入者である場合（1年以上継続して首都圏に居住していた若者世帯に限る。）	50万円

（住宅取得計画書の提出等）

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、対象住宅のうち、新築住宅を取得する場合にあつては当該住宅の工事の着手前に、その他の対象住宅を取得する場合にあつては当該住宅の購入契約の締結前に、住宅取得計画書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 若者世帯の世帯員等の戸籍の附票及び全部事項証明書
- （2） 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認済証その他の住宅の構造

及び居住用部分の床面積が分かる書類

(3) 住宅の付近見取図、配置図及び各階平面図

(4) 見積書その他の住宅の取得価格が分かる書類（自ら住宅を建築する場合にあっては、建築資材等に係る見積書）

(5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により住宅取得計画書の提出があったときは、その内容を審査し、奨励金の交付の対象となるものであると認めたときは、当該住宅取得計画（以下「計画」という。）を承認し、住宅取得計画承認通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（計画の変更）

第6条 計画の承認を受けた者は、当該計画を変更しようとするときは、住宅取得変更計画書（第3号様式）に前条第1項各号に掲げる書類のうち必要な書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

（完了の届出等）

第7条 対象住宅に係る工事又は購入契約は、第5条第2項の規定による承認を受けた日から1年以内に完了しなければならない。

2 計画の承認を受けた者は、前項の規定により対象住宅の工事又は購入契約が完了したときは、完了届（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に届け出なければならない。

(1) 建築基準法第7条第5項に基づく検査済証の写し

(2) 対象住宅の写真（外観並びに玄関、居室、台所、便所及び浴室が確認できるもの）

（検査）

第8条 市長は、前条第2項の規定による届出があったときは、その内容を検査し、承認を受けた計画に適合すると認めたときは、その旨を届出者に通知するものとする。

（計画の承認の取消し）

第9条 市長は、計画の承認を受けた者（第6条の規定により計画の変更の承認を受けた者を含む。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該計画の承認を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により承認を受けたとき。

(2) 承認を受けた計画の内容と異なる住宅の工事又は購入契約を行ったとき。

(3) 承認を受けた計画を取りやめる旨の届出をしたとき。

（交付の申請）

第10条 補助金の交付を受けようとする者は、第8条の規定による通知を受けたときは、速やかに

富士市若者世帯定住支援奨励金交付申請書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 取得した住宅における若者世帯の世帯員等の住民票の写し
- (2) 取得した住宅の登記事項証明書の写し
- (3) 契約書その他の住宅の取得価格が分かる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるものについては、奨励金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付を決定したときは、富士市若者世帯定住支援奨励金交付決定通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付の決定の取消し)

第12条 市長は、奨励金の交付の決定を受けた者が偽りその他不正な手段により交付の決定を受けたとき、又は第3条第1項第2号若しくは第3号に規定する要件に該当しなくなったときは、交付の決定を取り消すことができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第5条第2項の規定により承認を受けた計画に係る奨励金については、この要綱は、なおその効力を有する。

附 則（平成27年10月13日告示第201号）

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（平成28年3月30日告示第36号）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公示の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に承認を受けた住宅取得計画に係る若者世帯定住支援奨励金については、なお従前の例による。